広島県内の不妊治療支援事業指定医療機関一覧

竹中産婦人科クリニック

厨広島市中区鉄砲町9-10 湯浅ビル2F

3082-502-8212

体外受精

顕微授精

絹谷産婦人科クリニック

丽広島市中区本通8-23 本通ヒルズ4F

6082-247-6399

体外受精

顕微授精

広島HARTクリニック

厕広島市中区大手町5-7-10

3082-244-3866

体外受精

顕微授精

県立広島病院

厕広島市南区宇品神田1-5-54

8082-254-1818

体外受精

顕微授精

香月産婦人科

厕広島市西区己斐本町2-14-24

3082-272-5588

体外受精

顕微授精

笠岡レディースクリニック

| 厨具市西中央1-3-10 メディカルスクエア5F

30823-23-2828

体外受精

顕微授精

医療法人社団 幸の鳥レディスクリニック

厕福山市春日町1丁目7-14

8084-940-1717

体外受精

顕微授精

よしだレディースクリニック内科・小児科

厕福山市新涯町3丁目19-36

3084-954-0341

体外受精

顕微授精

医療法人社団 日本鋼管福山病院

丽福山市大門町津之下1844

3084-945-3106

体外受精

※このほか、他の都道府県等が指定している医療機関も、指定医療機関とみなします。

広島県 不妊専門相談センター ご案内





広島県不妊専門相談センターは不妊や不育に悩む夫婦や 家族に対し、不妊・不育に関する医学的・専門的な相談や 心の悩み等について医師・助産師等の専門家が相談に 対応したり、治療に関する情報提供を行っています。

こんなことで悩んでいませんか?

- ●「子どもが欲しいがなかなか妊娠しない。もしかしたら不妊?」と心配
- ●「不妊の検査・治療について知りたい」 ●「治療後の妊娠・出産・育児が心配」
- ●「不妊治療での夫婦の意見が合わない、わかってくれない」など



どんな相談ができますか?

●不妊・不育の原因や、検査・治療について

どのように相談するのですか?

電子メールにより相談をお受けします。

方も相談できます。

ご本人だけでなくご家族の

専門の相談員が電話・面接・FAX・

- ●男性不妊について
- ●不妊・不育に関する不安や悩み
- ●妊娠や出産に関することなど
- ※特定の医療機関を紹介することはできません。

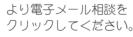
電話で相談

73 082-870-5445

火・水・金曜日15:00~17:30 New 木 • 十曜日10:00~12:30

電子メールで相談

広島県 不妊専門相談センター 検索





原則1週間以内に返信いたします。

ファックスで相談

EXI 082-870-5445

原則1週間以内に返信いたします。

プライバシーはまもってくれますか?

相談に関する秘密は堅く守り ます。匿名で利用できます。



不育症とは

妊娠はするけれど2回以上の流産・死産もしくは生後1週間 以内に死亡する早期新生児死亡によって児が得られない場合 (厚生労働省研究班)

相談は無料です。 気軽にご相談ください。

面談による相談(予約制)

- ●助産師による相談 毎週金曜日15:00~17:00
- ●医師による相談 月1回(電話でご確認ください)

New 男性不妊専門の相談も開始しました!

●予約は下記まで

73 082-870-5445

※上記相談業務は、(一社)広島県助産師会に委託しています。

助成制度について

広島県では、不妊に悩む方を支援するため、不妊検査や特定不妊治療を 受けた場合の費用の一部を助成する制度を実施しています。

不妊検査への助成

●対象となる検査

不妊症のための診断のために医師が必要と認める一連の検査で、保険適用・保険適用外を問いません。 ※不奸治療費や、治療の効果を確認するための検査など治療の一環として行われる検査は助成対象となりません。

●助成を受けることができる人

平成27年4月1日以降に夫婦が共に不妊検査を開始した場合で、次に該当する方

- ○検査開始時に法的に婚姻している夫婦で、申請日に広島県内に住所を有すること。
- ○検査開始時点の妻の年齢が35歳未満の方(1組の夫婦につき1回限り)。

※「夫婦が共に不妊検査を開始した場合」とは、夫婦のどちらかの検査開始日から概ね3か月以内にもう一方の検査を開始した 場合とし、夫婦が別の医療機関で検査した場合も助成対象となります。医療機関は県内・県外を問いません。

●助成内容

不妊検査に要した自己負担額の1/2 (助成額の上限は5万円。千円未満の端数は切捨て)

手続き・申請窓口などは 広島県 不妊検査 検索 でご確認ください。

特定不妊治療への助成

広島市・福山市にお住まいの方は各市の助成制度をご利用ください。

●対象となる治療

指定医療機関で受けた保険適用外の特定不妊治療(体外受精・顕微授精)が対象となります。 なお、卵胞が発育しない等により卵子の採取以前に中止した場合は助成の対象となりません。

●助成を受けることができる人

○法律上の婚姻をしている夫婦で、広島県内に在住(広島市・福山市を除く)している。○夫婦の前年所得の 合計額が730万円未満。 ○妻の年齢が43歳未満(平成28年度以降。平成27年度までは旧制度が適用されるため、 年齢制限はありません。) ○指定医療機関で受けた治療(指定医療機関はウラ面をご覧ください。)

●助成内容

指定医療機関での、体外受精または顕微授精に要した費用(入院費や食事代など治療に直接関係の ない費用は含まれません。) に対して、1回の治療につき15万円まで、ただし採卵を伴わない 治療等(治療区分C・F)は、1回の治療につき7万5千円まで助成します。

手続き・申請窓口などは 広島県 特定不妊